

平成20年4月2日

会員各位

(社) 日本ライフル射撃協会

この度、火薬類取締法の運用が変更され、火薬類の譲受許可数量や期間が変更となり、また申請時に新たな書類の提出が求められるようになりました。

会員の皆様におかれましては、次の事項に留意のうえ、銃砲の安全な使用を行ってください。

1. 消費等計画書（別添様式1）の提出

譲受許可申請を行う者については、申請時に消費等計画書の提出が求められますので、別添様式記載例を参考として作成ください。

許可数量については、原則として実績に基づくものとなります。

また、各種大会の強化選手に対しては、当協会や加盟団体から推薦状を発行しますので、各事務局にお問い合わせください。

① ナショナルチーム員並びに候補選手に対しては、当協会から推薦状を発行します。

② 国民体育大会選手並びに候補選手に対しては、加盟団体から推薦状を発行します。

2. 火薬類の消費実績の提示または提出

既に火薬類の譲受許可を受けている者については、以後の許可申請時に消費実績の報告が求められます。これに対応できるようにするために、射手手帳（新版）を作成中であり、4月初旬から供給予定です。

なお、現行の射手手帳に弾の購入、消費を記載することで、実績報告書として使用することも可能です。

3. 譲受許可書の有効期限について

譲受許可書の有効期限が変更となっています。

「以上」

別記様式

火薬類消費等計画書(記載例)
 (2000個の譲受許可を得て、現在100発の火薬を保管している場合)

許可申請に係る火薬類の種類	実包
許可申請時において火薬庫外貯蔵している 上記種類の火薬類の数量	100 個

許可申請に係る種類の火薬類の消費(購入)計画			
消費(購入)予定時期	消費(購入)予定数量	消費(購入)予定場所	備考
許可後直ちに	実包 500個購入	〇〇銃砲店	
〇月〇日	300個消費	〇〇射撃場	
〇月△日	200個消費	△△競技会	
△月上旬	実包 500個購入	〇〇銃砲店	
〇月〇日	400個消費	〇〇射撃場	
△月上旬	実包 500個購入	〇〇銃砲店	
〇月△日	200個消費	△△競技会	
〇月〇日	200個消費	〇〇射撃場	
〇月〇日	200個消費	〇〇射撃場	
△月上旬	実包 500個購入	〇〇銃砲店	
〇月〇日	200個消費	〇〇射撃場	
〇月〇日	200個消費	〇〇射撃場	
〇月			次回の譲受許可申請

別記様式

火薬類消費等計画書

許可申請に係る火薬類の種類	
許可申請時において火薬庫外貯蔵している 上記種類の火薬類の数量	

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
消費（購入）予定時期	消費（購入）予定数量	消費（購入）予定場所	備考